

伊佐北始良火葬場 指定管理者募集要項

令和2年9月

伊佐北始良火葬場管理組合

伊佐北始良火葬場指定管理者募集要項

1 趣旨

伊佐北始良火葬場管理組合（以下「組合」という。）が所有する伊佐北始良火葬場「ひしかり苑」の管理運営をより効果的、効率的に行うことを目的として、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、伊佐北始良火葬場管理組合火葬場条例（昭和 54 年火葬場組合条例第 10 号）第 4 条及び伊佐北始良火葬場管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和 2 年火葬場組合条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 火葬場の概要

(1) 名称及び所在地

伊佐北始良火葬場 伊佐市菱刈重留 444 番地

(2) 施設の設置目的

墓地及び埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく火葬場であり、人生終焉の荘厳な場として「故人との別れ」の儀式を厳粛かつ円滑に執り行うことを目的とする。

(3) 設置・更新年月

昭和 54 年 10 月開場、平成 28 年 8 月全火葬炉更新

(4) 施設内容

- ① 敷地面積 21,807.67 m²
- ② 建物面積 1,188.22 m²（鉄筋コンクリート造 1 F）
- ③ 延床面積 935.75 m²
- ④ 主要施設

【火葬炉棟】

火葬炉 4 基、炉前ロビー、告別室、炉室（一部は火葬技師控室、ロッカー、倉庫）、収骨室 2 室、安置所 1 室、非常用発電機室

【待合棟】

待合室 3 室、待合ロビー、斎場 1 室、トイレ、事務室

【その他】

駐車場（105 台）、旧管理人住宅、高圧変電設備、残骨塔、無縁仏塔

(5) 現在の管理運営体制

組合直営～組合職員 2 人、火葬技師 3 人

土日祝日及び夜間通夜管理（パート） 1 人

(6) 施設の利用件数（直近3カ年）

年度	13歳以上 火葬	13歳未満 火葬	死産児	産汚物等	改葬 遺骨等	計	うち 地区外
元年度	832	1	1	3	66	903	59
30年度	764	0	6	4	57	831	61
29年度	837	2	7	2	32	880	32

※地区外火葬件数は令和2年度以降、少なくなると思われる。

宮崎県小林市「西諸広域葬祭センター」の火葬炉改修が完了したため。

3 施設管理運営の基本的な考え方

- ① 地方自治法、墓地及び埋葬に関する法律、伊佐北始良火葬場管理組合火葬場条例、その他関係法令等を厳守すること
- ② 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- ③ 火葬業務は、棺受入、お別れ、点火、収骨などを対応する業務であることから、来場される遺族の心情に配慮した接遇に努め、利用者の意見や要望を可能な限り管理運営に反映させること。
- ④ 個人情報保護を徹底すること。
- ⑤ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

4 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 火葬場使用時間

午前9時から午後5時まで。

ただし、管理運営上必要な場合や緊急時においてはその限りではない。

また火葬場使用時間には始業及び終業に要する時間は含まないものとする。

(2) 火葬等休止日

1月1日及び管理運営上必要な場合や緊急時

※令和元～2年度については、1月1日（元日）に加え、毎月3回目の友引の日を休止日としている。

※火葬場使用時間及び火葬等休止日の設定については、組合と協議し承認を得ること。

(3) 施設管理運営に必要な人員確保及び保有資格

- ① 火葬場を管理する者として火葬業務に熟知した者を置くこと。また、火葬炉機器操作に熟知した者を営業中常時配置すること。
- ② 業務全般が安全かつ円滑に行われる従業員数を配置すること。

- ③ 消防設備については、維持管理及び点検業務が伴うため専門知識を有する者を配置すること。ただし専門業者へ委託する場合を除く。
- ④ 従業者のうち1人は防火管理者を必須とする。また来場者の安全管理や円滑な運営に必要な各種資格等の取得に努めること。

(4) 施設の維持管理及び物品管理

協議の上、協定で定める。

(5) 履行責任に関する事項

① 損害賠償

指定管理者は、故意または過失によりその管理する火葬場施設・設備を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。

② 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が組合の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

③ 保険の付保

指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、自らのリスクに対して適切な保険等に加入しなければならない。

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 火葬等に関する業務
- (2) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 火葬場の使用許可、使用許可の変更及び取消等に関する業務
- (4) 火葬場使用料の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務
- (6) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおり

※1 指定管理業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし事前に組合の承認を受けた場合は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができます。

※2 行政財産目的外使用許可等、地方自治法に規定する組合管理者の権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除きます。

6 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

7 管理に要する経費

火葬場の管理に要する経費は、組合から支払う委託料によって賄うこととします。指定期間中に組合が支払う委託料の額は、応募事業者が次に定める基準価格の範囲内で、収支予算書で提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。

なお、組合からの委託料の具体額は、年度協定によりその額を定め、管理経費として支払います。

基準価格 (消費税及び地方消費税を含まない。)	年額 33,881 千円
----------------------------	--------------

※基準価格を超える提案があった場合には、書類審査で失格となりますので、ご注意ください。

8 使用料収入

火葬場の使用に係る料金、その他の収入は組合に納入します。

9 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 令和2年4月1日現在で、伊佐市、湧水町及び霧島市内に事業所を有する法人、その他の団体（個人での応募はできません）
- ③ 申請書提出時において、県及び県内各市町から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤ 事業所が納めるべき諸税等を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦ 組合が準用する地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会及び委員の兼業禁止）及び第196条（監査委員の兼業禁止）の規定に準じた取扱いを行う。
ただし、公共的団体は除く。

◎複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意する

ア 代表団体を選出し、組合とのやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 「10 提出書類」の(5)～(10)については、参加者それぞれについて提出すること。

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。また、代表団体は「9 参加資格 ①～⑦」のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすことが必要です。

10 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を組合に提出していただきます。なお、組合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（伊佐北始良火葬場管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則様式第1号）
- (2) 申請資格に係る誓約書
- (3) 伊佐北始良火葬場の管理に係る事業計画書（同条例施行規則様式第2号）
- (4) 伊佐北始良火葬場の管理に係る収支予算書（同条例施行規則様式第3号）
- (5) 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他財務状況を明らかにする書類
- (6) 直近の事業期の事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (8) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (9) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- (10) 納税証明書（国税、地方税）
- (11) その他管理者が必要と認める書類

※グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

11 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和2年9月15日（火）～10月9日（金）
- ② 受付方法 質問書（別記様式）に記入の上、FAXまたはメールで伊佐北始良火葬場管理組合に提出して下さい。

メールアドレス hishikarien@wing.ocn.ne.jp

- ③ 質問に対する回答 伊佐市ホームページにて随時回答します。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、別添「現地説明会参加申込書」を令和2年10月2日（金）までに伊佐北始良火葬場管理組合へFAX又はメールにより提出して下さい。

開催日時 令和2年10月5日（月）14時00分

開催場所 伊佐北始良火葬場「ひしかり苑」待合室

13 申請書提出

(1) 提出先 伊佐北始良火葬場管理組合事務局

〒895-2705 伊佐市菱刈重留 444 番地

☎0995-26-2356 📠0995-28-1066

(2) 提出期間 令和2年9月15日（火）～10月30日（金）

※郵送の場合、10月30日（金）必着

※メール、FAXでの提出は不可

14 選定方法

(1) 指定管理候補者選定審議会において、次の項目に沿って審査し、点数の最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいかを協議します。

その後選定審議会の結果に基づき、最終的に組合において指定管理候補者を決定します。

(2) 選定基準と配点

選定基準	審査内容	配点
住民の平等利用が確保されているか	1 利用者の平等な利用確保 ※選定委員会で「否」と判断された場合は失格とし、以下の採点を実施しません	適・否
施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	2 利用者の利便性の向上策や要望・苦情への対応 3 利用者の心情に対する配慮 4 施設管理運営体制・バックアップ体制 5 リスク分担の理解 6 法令遵守の取り組み 7 組合との連携	40

管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	8 管理運営に係る経費の縮減が図られるものであるか	20
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか	9 安定的運営が可能となる人的体制 10 安定的運営が可能となる経営基盤	40

(3) 審査の手順

【提出書類の確認】

申請者からの提出資料を、組合事務局で確認します。

【審査方法】

指定管理候補者選定審議会が書類の審査を行います。また審査の上でヒアリングを実施し、候補者を選定します。

【審査結果の通知】

申請者に通知します。

15 申請に要する経費

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

16 無効または失格

本要項中に記載してあるほか、以下の事項に該当する場合は無効または失格となる場合があります。

- ① 申請者の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤ 申請者及び申請者以外の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行ったとき、または伊佐北始良火葬場組合指定管理候補者選定審議会委員に個別に接触した事実が認められたとき
- ⑥ その他選定審議会での協議の結果、審査にあたって不相当と認められるとき。

17 選定審議会

令和2年11月中旬に実施します。選定審議会のなかで申請者へのヒアリングを行います。日時と場所は後日連絡します。

18 選定結果の公表

選定結果は 11 月下旬に各申請者に文書で通知するとともに、組合構成市町の伊佐市、湧水町、霧島市のホームページで全申請者名を公表します。

19 指定管理者の指定

指定管理者は、令和 2 年 12 月伊佐北始良火葬場組合議会の議決を経て指定されます。

20 協定の締結

- ① 議会の議決を経て指定管理者候補者を指定管理者として指定するときは、指定手続に関する条例第 5 条の規定により組合と指定管理者との間で協定を締結します。
- ② 本組合では、指定期間全体に関する協定（基本協定）と、単年度ごとの事項を定める協定（年度協定）に分けて締結します。

21 事業報告書等

（1）事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内または組合が必要と認めるときに、下記の内容の事業報告書を提出しなければなりません。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 施設使用料等の収受の実績
- ④ 管理業務費等の経理の状況（収支決算）
- ⑤ その他組合が別に定める書類

（2）指定管理者は毎月、下記内容の月例事業報告書を翌月 10 日までに提出しなければなりません。

- ⑥ 1 カ月毎の管理業務の実施状況
- ⑦ 1 カ月毎の施設の利用状況
- ⑧ 1 カ月毎の施設使用料等の収受の実績
- ⑨ 1 カ月毎の管理業務費等の経理の状況、管理日誌
- ⑩ その他組合が別に定める書類

22 調査及び監査等

組合は毎年度終了後及び毎月ごとの事業報告書のほか、施設管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して施設の管理業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、または必要な

指示をすることができます。

指定管理者がこれに従わなかった場合、組合は指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

また監査委員等が組合の事務を監査するのに必要があると認める場合は、指定管理者に対して出頭を求め、実地について調査し、または帳簿書類その他記録の提出を求める場合があります。

23 その他

- (1) 応募書類の提出は、A4サイズ両面で正副2部提出してください。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、選定審議会検討のためだけに限り複写します。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (5) 指定管理者候補者となった申請者の事業計画書及び収支決算書は、「指定管理者の指定」の議案の資料として議会に提出することがあります。

24 留意事項

- (1) 指定管理者の指定を受けたものが、正当な理由なく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあります。
- (2) 指定管理者の指定を受けたものが、正当な理由なく協定の締結までに、次の掲げる事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ・資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ・著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、または財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない、または協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (4) 指定管理者の指定後に指定管理者が「9参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、または財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

25 今後の日程

- ① 公募受付 令和2年9月15日(火)～10月30日(金)
- ② 現地説明会 令和2年10月5日(月) 14:00
- ③ 質問の受付 令和2年9月15日(火)～10月9日(金)
- ④ 質問への回答 伊佐市ホームページにて期間内随時回答
- ⑤ 指定管理候補者選定審議会 令和2年11月中旬
- ⑥ 指定管理候補者の決定通知 令和2年11月下旬
- ⑦ 議会における指定の議決 令和2年12月議会
- ⑧ 協定協議 令和3年1月
- ⑨ 指定管理の協定締結 令和3年2月
- ⑩ 業務引継ぎ期間 令和3年2月～3月
- ⑪ 指定管理の開始 令和3年4月

26 添付資料・様式

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 質問書
- ⑤ 施設の管理業務リスク分担表
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 共同事業体協定書(必要に応じて)
- ⑧ 取下げ届
- ⑨ 伊佐北始良火葬場指定管理者業務仕様書

〒895-2705

伊佐市菱刈重留444番地

伊佐北始良火葬場管理組合 事務局 川添良幸

☎ 0995-26-2356  0995-28-1066

メール hishikarien@wing.ocn.ne.jp

指定管理者指定申請書

年 月 日

伊佐北始良火葬場管理組合
管理者 様

所在地

申請者

代表者

㊟

伊佐北始良火葬場管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 伊佐北始良火葬場

所在地 鹿児島県伊佐市菱刈重留444番地

2 添付書類

- (1) 申請資格に係る誓約書
- (2) 伊佐北始良火葬場の管理に係る事業計画書
- (3) 伊佐北始良火葬場の管理に係る収支予算書
- (4) 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他財務状況を明らかにする書類
- (5) 直近の事業期の事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (6) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- (9) 納税証明書（国税、地方税）
- (10) その他管理者が必要と認める書類

伊佐北始良火葬場の管理に係る事業計画書

○法人等の概要

申請者			
所在地		TEL	
代表者		FAX	
設立年月日	年 月 日	資本金	万円
沿革			
業種			
従業員数	人		

1 利用者の平等な利用確保

(1) 公の施設の利用条件、使用料収受の考え方

2 利用者の利便性の向上策や要望、苦情への対応

(1) 利用者の利便性の向上策に関する考え方

(2) 運営時間、利用申込受付時間の考え方

(3) 相談、苦情への対応に関する考え方

3 利用者の心情に対する配慮

(1) 遺族の心情に配慮した姿勢

4 施設の管理運営体制・バックアップ体制

(1) 管理運営に係る指揮命令系統が法人（団体）内にあるか
(別紙で組織図も可)

(2) 法人（団体）内でのサポート体制の考え方

(3) 施設の維持管理（施設内外の清掃や設備保守点検）に関する考え方

・ 直営

・ 外部委託

(4) 敷地周辺の環境、敷地美観形成の考え方

(5) 必要な専門資格者等の配置体制の考え方

5 リスク分担の理解

(1) 募集要項で示したリスク分担の遵守に対する考え方

(2) 第三者への賠償に関する対応と考え方

6 法令遵守の取り組み

(1) 関係法令等の遵守に対する考え方

(2) 個人情報の保護、情報公開に関する考え方

7 組合との連携

(1) 管理運営における組合との連携の考え方

8 管理運営に係る経費の縮減（収支予算書での判断となり記載不要）

- ・ 提案価格
- ・ 収支の均衡、的確かつ実現可能な収支予算か
- ・ 収支予算書と仕様書との整合性

9 安定的運営が可能となる人的体制

(1) 従業員の業務内容（別紙でも可）

※火葬場に従事する従業員全てについて、雇用関係（常勤社員、非常勤社員、アルバイト等）、担当する業務内容、年間人件費見込額（法定福利費を含む）を記載してください。

職種（職名）	雇用関係	担当する業務	類似業務の 経験年数	人件費見込 （千円）

新規雇用がある場合はその人数（ 人）

(2) 従業員のシフトのあり方

(3) 従業者の指導育成・研修体制

(4) 火葬職員の雇用・賃金水準の考え方

10 安定的運営が可能となる経営基盤

(1) 当施設と類似施設の管理実績

有 ・ 無

「有」の場合

(2) 現在の経営状況と将来展望

(3) 管理継続が困難となった場合の体制

伊佐北始良火葬場の管理に係る収支予算書

1 総括表

【収 入】

単位：千円（税抜）

項 目	年度	年度	年度	年度	年度	合計	備考
① 指定管理料 (A)							
② その他 (B)							
小 計							
③ 自主事業収入							
項 目							
合 計							

【支 出】

単位：千円（税抜）

項 目	年度	年度	年度	年度	年度	合計	備考
① 管理運営費 (C)							
項 目	人件費						
	事務費						
	管理費						
② 自主事業費							
事 業 名							
合 計							

※自主事業の内訳は、「3 自主事業の収支内訳書」の事業ごとに記載して下さい。

※指定管理料 (A) = 管理運営費 (C) - その他 (B) となるように記載して下さい。

※金額表示は千円単位の税抜きになります。

2 管理運営業務の収支内訳書 (年度) ※年度ごとに作成

【収 入】

単位：千円（税抜）

		内 訳	金 額
① 指定管理料			
② その他			
項 目			
合 計			

【支 出】

単位：千円（税抜）

		内 訳	金 額	
① 管理運営費				
項 目	人件費			
	事 務 費	旅費		
		消耗品費		
		印刷費		
		通信費		
		賃借料		
		保険料		
		租税公課		
	管 理 費	燃料費		
		光熱費		
		修繕費		
		清掃費		
		設備管理費		
		賃借料		
		雑費		
	合 計			

3 自主事業の収支内訳書（ 年度） ※年度ごとに作成

【収 入】

単位：千円（税抜）

	内 訳	金 額
合 計		

【支 出】

単位：千円（税抜）

	内 訳	金 額
人件費		
事務費		
管理費		
使用料		
事業費		
	合 計	

質 問 書

① 資料（ ）

該当箇所 ページ 番の（ ）の（ ）

【質問内容】

② 資料（ ）

該当箇所 ページ 番の（ ）の（ ）

【質問内容】

③ 資料（ ）

該当箇所 ページ 番の（ ）の（ ）

【質問内容】

誓 約 書

令和 年 月 日

伊佐北始良火葬場管理組合
管理者 隈元 新 殿

所在地

団体名

代表者

④

伊佐北始良火葬場の指定管理者の指定申請に際し、下記事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- 2 県及び県内各市町から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- 3 事業所が納めるべき諸税等を滞納していないこと。
- 4 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 申請書類に虚偽の記載はないこと。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、それまで事業者が費やした費用を賠償することなしに、組合は申請者を失格とし、または指定を取り消すことに合意します。

現地説明会参加申込書

伊佐北始良火葬場の指定管理者募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

令和 年 月 日

伊佐北始良火葬場管理組合

管理者 隈元 新 殿

(提出者) 所在地

団体名

代表者

(担当者) 部署

氏名

電話

FAX

メール

説明会出席者名簿

担当部署	氏名

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

伊佐北始良火葬場管理組合
 管理者 隈 元 新 殿

共同事業体名
 代表者 所在地
 商号等
 職・氏名 ⑩

伊佐北始良火葬場の指定管理者の募集に参加するため、募集要項に基づき共同体を結成し、伊佐北始良火葬場管理組合との間における以下の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該施設の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は当該施設の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体名	
共同事業体の代表者	【代表構成団体】 所在地 商号等 職・氏名 ⑩
共同事業体事務所所在地	〒 ー
共同事業体の構成団体 (委任者)	【構成団体】 所在地 商号等 職・氏名 ⑩
	【構成団体】 所在地 商号等 職・氏名 ⑩

共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3カ月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が当該施設の指定管理者とならなかった場合は、直ちに解散します。また当共同事業体の構成団体の脱退または除名については、事前に組合の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

※ 本様式は、グループ応募の場合に記載してください。

※ 共同事業体の構成団体の数が3つを上回る場合は、本様式に準じて様式を作成してください。

取 下 げ 届

令和 年 月 日

(申請先)

伊佐北始良火葬場管理組合
管理者 隈 元 新 殿

(申請者：単独団体または共同事業体の代表団体)

所在地

団体名

㊟

代表者

㊟

伊佐北始良火葬場の指定管理者の申請を取り下げます。

担当者連絡先

ふりがな 氏名	
部署・職名	
☎	
E-mail	